

2 予算特別委員会における前原かづえ議員の質疑

部局別質疑（企画財政関係）3月9日

Q．前原委員

日本共産党の前原かづえです。

私は、歳出予算の事業概要20ページの県内既設鉄道整備促進費2億3,411万円、とりわけ駅ホームの転落防止対策推進事業費1億7,565万円について伺います。

JR蕨駅の視覚障害者転落事故を受けて、県議団は、障害者の皆さんとともにJR大宮支社と懇談いたしました。障害者の目線で見ると、駅にはたくさんの課題が残されていることが分かりました。今回は、障害者の皆さんがJRに訴えられた内容を県としても取り組んでいただきたく、質問いたします。

先ほど立石委員の答弁をお聞きしまして、県の姿勢、若干理解いたしました。ホームドア設置についての設置条件についての質問です。

埼玉視覚障害者生活と権利を守る会事務局長の平野さんは、乗降客の数だけではなく、県内には視覚障害者が多く利用する駅がある、その駅にも設置を進めてほしいと訴えています。具体的には、JRの川越駅です。同駅には、県立塙保己一学園のバスが発着し、児童生徒が利用しています。県内には視覚障害の乗降客が多い駅が存在すると思いますが、県として把握していますか。把握して、ホームドア設置を優先的に進めていただきたいと思います。お答えください。

A．企画財政部長

ホームドアに関しまして、視覚障害者等の御利用の多い駅の把握状況ということでございます。

私ども、障害者団体の方々とも毎年御要望を頂きながら、県として鉄道事業者に要望する内容に反映させていただいておるところでございます。先ほども立石委員の御質問に対しましてお答えいたしました。平成28年度具体的な駅名といたしまして、私ども御要望いただいたのは、さいたま新都心駅、そして新所沢駅と承知しております。これは、文書でございまして、その他意見交換をさせていただく中で、委員御指摘のJR川越駅につきましても、御指摘を頂いているというふうに承知しておるところでございます。

こうした駅へのホームドア設置につきまして、県といたしましては国の方針も踏まえて、10万人以上の利用客がある駅、これは当然優先していくところでございますが、それに加えまして、それと同時的に10万人未満の乗降客数の駅におきましても、視覚障害者を中心とした方々の御利用の状況、あるいはこうした障害者団体からの要望の状況、こうしたものを踏まえながら、整備促進していくべきだというふうに考えてございます。

そうした観点で、先ほど申しましたようにこうした障害者団体からも御要望のあった駅につきましては、各所管の鉄道事業者に対しましてもお伝えして、早期の要望を求めているところでございます。

Q．前原委員

塙保己一学園の生徒がJR川越駅で転落する事故がかなり目撃されているんです。2012年に卒業生が川越駅で、2011年には目黒駅、そして2010年には鴻巣駅で全治3か月の負傷を負っていると、こういう事故が起きて

おります。駅としてのホームドアの設置、埴保己一学園の関係者をこれ以上犠牲にしてはならないと思いますので、是非とも積極的に取り入れて要望していただきたいと思います。

次に、先ほど障害者施設のかなり要望が出る駅の名前がありましたけれども、私は、一般的な乗降客だけではなくて、視覚障害者の乗降客数もちゃんと調査をして、全部はすぐできないというならば、せめて埴保己一学園にかかわる人の人数を調査して、そのホームドア設置の速度を進めるための調査をきちんとやるべきだと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

A．企画財政部長

私どもも、鉄道事業者のほうに、今、障害者団体のほうから御要望のありました駅等については、具体的に要望を働き掛けをさせていただいておるところであります。それに先立ちましては、当然私どももその利用実態について、ある程度の承知をしておかないと、具体的な働き掛けができませんので、そうした点で、各駅につきまして、鉄道事業者等の実態をよくお伺いし、また場合によっては最寄りの障害者の関連施設のほうにも事情をお伺いして、鉄道事業者のほうに要望をさせていただいているところでございます。

Q．前原委員

まずはJR川越駅のホームドア設置を進めていただきたいと思います。

次に、駅の課題の2つ目なんですけれども、車椅子の方から、車椅子で乗降する場合、前日の23時までには連絡をしなければならないという訴えがありました。これはどういうことなんでしょうか。

A．企画財政部長

恐らく鉄道事業者の中の取り扱いかと思いますが、ちょっと詳細、もし課長のほうが把握しておれば、お答えさせていただきたいと思います。

ただ、一般的に申し上げさせていただきますと、ある程度人員確保が必要なので、ある程度の一定時間の前にお知らせいただきたいというふうな話はあるというふうには承知しておりますが、ただ、その時点で御要望があったときに、すぐに対応というのは難しいかもしれませんが、迅速に対応するように心がけていただいているというふうに聞いております。私どものほうも、そういった迅速な対応、柔軟な対応をよろしく願いますということにつきましては、毎年各鉄道事業者のほうに御要望申し上げております。そうした中で、そういった回答も聞いております。

Q．前原委員

分かりました。車椅子の方の御要望、よく御存じのようですので、是非よろしく願います。

次に、エスカレーターのマナーについてのことなんですが、視覚障害者、肢体不自由児、どちらの団体からも要望が出ています。駅のエスカレーターを歩いて通る人の問題なんです。安全に利用するためということで、エスカレーターでは歩かない、走らない、こういうふうに表示とかアナウンスが常に流れているんですが、エスカレーターの左側に立つ人、右側は歩いて渡る人、そういうようなルールがいつの間にかできているような気がするんです。障害を持つ人にとっては、これは大変な危険なんです。障害者の方が左に障害がある場合、右に立つ、そうすると、後ろに立っている人がちゅっというような声を出すと、そういう方は大変

つらい思いをされているのを聞いておりますので、是非そのつらい思いを鉄道事業者に伝え、そしてまた広報啓発を要請するのはもちろん、県としてもエスカレーターの正しい利用の仕方など、障害者に対するマナーについての広報啓発をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

A．企画財政部長

エスカレーターの利用につきまして、私どもも障害者団体のほうから御要望いただいた中で、そういった点についても御意見があったというふうに承知しております。私どもの要望といたしましても、鉄道事業者のほうにはそういった障害者の、特に障害者の方がそういったところで御苦勞をされているということについては、申し伝えさせていただいておるところでございます。

そうした中で、鉄道事業者のほうでは、そういった呼び掛けを耳にすると委員の御指摘もございましたけれども、鉄道事業者のほうでキャンペーンを実施して、啓発に努めていただいております。

県のほうとしましても、私ども関係する福祉部のほうにこうした情報についてもお伝えさせていただいております。そちらで県として広報啓発努めていただいているというふうに承知しております。

部局別質疑(県民生活部及び危機管理防災部)

3月10日

Q．前原委員

日本共産党の前原かづえです。

歳出予算概要の4ページ、消防行政、要求資料3の消防団について伺います。

消防団は、自分たちの地域は自分たちの力で守るという崇高な精神で、地域の防災の要として頑張っております。午前中にも審議がありましたけれども、今、最近の働き方とか社会情勢の変化で、非常に消防団員の確保が難しくなっている、そういう観点から、私も消防団員の確保と処遇改善について質問いたします。

資料10ページに消防団員の報酬1人当たりの表が出ております。これを見ますと、団長から団員まで7つの段階があって、団長の年額報酬を見ますと、高いところでは25万8,000円、一番低いところで10万4,200円と、非常にばらつきがあります。それから、団員のほうもですが、高いところで11万5,000円、低いところで3万1,000円。ここに交付税単価というのが書かれておりますが、この国の交付税単価に合わせて市町村で交付されていると思うんですが、この交付税単価以下のさいたま市の数字を見ますと、これはちょっとひどいのではないかと思います。そのことについて、まず最初に確認したいと思います。

A．危機管理防災部長

確かに国の基準以下のところということで、実は年額3万6,500円の消防団員報酬に満たない市町が、平成26年4月1日現在で10ありました。県では、市町村別の報酬額一覧を作成しまして、市町村担当者会議で提供するとともに、報酬額の低い市町の幹部に直接報酬額の引き上げをお願いするなどしてまいりました。

その結果、市町村の御理解をいただきまして、平成28年4月1日現在では、御指摘のさいたま市を除く全ての市町村でこの額を上回っているという状況でございます。ただ、さいたま市においても、現在、来年度からの報酬引き上げ、3万6,500円への引き上げを検討し、見込まれているという状況でございますので、そうなれば、全ての市町村で基準額を上回るということになると思います。

Q・前原委員

午前中の審議の中で、デジタル携帯無線機などの交付税の引き上げを国に要求するというお話もありました。是非とも国の単価を引き上げるということを国のほうに要望していただきたいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

A・危機管理防災部長

確かに、交付税で措置されているものは、小久保委員の御質問にありましたように、デジタル携帯無線といった装備だとか、いろんな各種制度について改善の内容が多々あります。この報酬額については、全国平均が今2万6,000円ぐらいなんです。ということで、この引き上げということは今のところ考えておりません。

Q・前原委員

消防組織法で当該市町村が負担しなければならぬというふうなうたわれているということで、金額についての引き上げはできないということなんですけれども、是非国に求めると同時に、あと第38条に、都道府県知事は必要に応じ消防に関する事項について市町村に対し勧告

し、指導又は助言を与えることができるというのがありますので、是非ともこの立場で県は対応していただきたいと思うんです。

費用弁償のほうにもばらつきがありますので、それについてもちょっとお話ししたいと思いません。

11ページの表を見ますと、訓練手当が出る場所とか出ないところ、それからそのほかの手当とかあります。消防団員は、水路の把握とか、再燃を警戒するために一旦鎮火しても24時間その場所にいなくちゃいけないとか、常備消防隊とともに非常な役割を担っているんですね。先日、地元の消防議員に聞いたんですけども、消防団員、非常勤特別職員とはいいながら、日当は2,000円、火災出動の際は年6回まで、訓練の場合は年10回までは日当が出るけれども、それ以上は出ない。回数、日当はないと。学校とか町会のイベントなどの広報啓発活動には手当が出ないというふうに聞きました。支給回数に上限があるということなのででしょうか。そのことについてお答えください。

A・危機管理防災部長

各種手当は、火災などで出動した場合や訓練に参加した場合、費用弁償としてなど支給されているものがございます。支給回数の上限がある市町村があるというお話ですけれども、恐らく市町村が予算計上するに当たりまして、年間の出動回数などを積算しておりまして、その予算の範囲内で支給することから、その積算回数が上限があるというようなことかと推察されますが、先日、三芳町で大規模倉庫火災がありまして、その際、富士見市とかふじみ野市、三芳町の消防団員の皆さんが長期間にわたって対応いただきました。各消防団とも予算措置上は団員1人当たり年6回分ということでございませ

たが、伺っているところによりますと、今般、補正予算で追加分の支給を行う方向と伺っております。

ただ、報酬額自体を国の基準以上に手厚くすることを優先している市町村、3万6,500円以上に出しているところもあります。消防団員の出勤手当等については、報酬額を含めた処遇全般の中で市町村が地域の実情に応じて定められるべきものと考えております。

Q・前原委員

大分お調べになっているようですので、是非、条件にばらつきがあるというところについては、いいほうに合わせるように、きちんと県として、やっぱりそのことによって消防団員の確保にもつながると思いますので、そういうばらつきをなくすような指導というものを是非やっていただきたいと思います。

消防団員の充足率について伺いますが、これもばらつきがあるんですね。100%と79%のところ、その差はどこから来るのか、お伺いしたいと思います。

A・危機管理防災部長

確かに充足率、市町村によってかなりばらばらというか、なかなかはっきりした傾向が見出せないところでございまして、充足率100%、例えば鶴ヶ島とか桶川市とか日高市とか、9市町あります。一方、充足率が低いほうでは、皆野町の78とか戸田市の81とか、農村部が低いとか都市部が高いとか、そういうわけでもないんですね。いずれの市町村でも、消防団員の加入促進に向けた活動は行ってございまして、県でも県下一斉PRを展開するなど、消防団活動に対する県民の理解、皆様の理解を促しているところでございます。

今後とも、こうしたオール埼玉での普及啓発活動を展開しまして、各消防団の充足率の向上につなげてまいりたいと考えております。

Q・前原委員

県民の命と財産を守る仕事ですので、是非お願いいたします。

県は、昨年11月から、埼玉県消防団応援プロジェクトを始めまして、あと消防団カードの提示で安くなるとか、クーポン券の発行というふうになってはいますが、それは根本的な解決にはならないと思うんですね。これを更にステップアップするために、使命感に燃える消防団員に対して今後どのように関わっていく、改善を進めようとしているのか、その点について一言お願いします。

A・危機管理防災部長

パパママ応援ショップの消防団員版ということで、応援プロジェクトを始めまして、昨年5月に、私のほうで消防協会の会長と県の商工会議所連合会などの経済団体に参りまして、お願いして始まったものでございます。

もともとこのプロジェクトは、日頃から地域で頑張る消防団を地域で応援する仕組み、みんなで消防団を応援しているよという、そういったムーブメントを作りたいなと思って始めたものでございまして、地域を挙げて応援する気持ちが消防団員に伝わって、士気が高まるということを重視しておりまして、団員の処遇改善のみを目的としたものではございませんので、御理解賜りたいと思います。

部局別質疑（福祉部）3月13日

Q．前原委員

日本共産党の前原かづえです。

歳出予算の事業概要34ページ、生活保護受給者チャレンジ支援事業費に関して質問いたします。

初めに、無料低額宿泊所への指導についてです。川口市では、今月もマイクロバスからおりた十数人が担当課で保護費を受け取って、そのままバスに戻っていく光景が見られたと地元の市議から聞いております。このバスは、さいたま市岩槻区や川口市などで無料低額宿泊所を営営する宗教法人善弘寺分院宗永寺のもので、昨年4月、その職員が市役所前で取材していましたテレビ記者のカメラを奪おうと押し倒す事件を起こしました。マスコミでも大きく報道され、党県議団は、県に対して指導強化の申し入れを行ったところですが、この間、県はどのような指導強化を行ったのか、お聞かせください。

A．福祉部長

昨年4月5日に、宗教法人善弘寺分院宗永寺の職員が川口市役所の前で起こしました事件を踏まえまして、これまで4回立ち入り調査を行い、指導しております。特に宗永寺の責任者に対しましては、事件の再発防止の徹底を指導いたしました。

それから、入所者の住環境について、平成27年7月に改正されました県の条例に従いまして、期限を定めて、狭い居室を広くするよう継続して指導を行っているところでございます。

Q．前原委員

立ち入り調査していろいろな対応をしてきた

と。どういう対応をしてきたかが問われるところだと思うんですが、本年の1月には、さいたま市が宗永寺に対しまして、金銭管理契約の解約申出に応じなかったことなどを理由にしまして、さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例に基づきまして、市内での施設新設とか新規入所者の受入れの禁止を命じました。県も見習うべき対応だと考えます。

川口寮では、100人ほどの入所者が金銭管理契約を結ばされて、保護費12万円から入居諸費など9万円が差し引かれて、残りの3万円を毎日1,000円ずつ受け取らされている人が70人近くいる。7割の方がそういう対応をされているんですね。このような実態は、正に貧困ビジネスではないかと思えます。保護受給者の金銭管理契約については財産権侵害のおそれがあり、国の指針も、原則、金銭の管理は受給者本人が行うとしています。金銭管理契約は結ばないよう事業者に指導すべきと思いますが、いかがでしょうか。

A．福祉部長

県では、立ち入り調査におきまして、宗永寺の金銭管理について確認を行っております。入所者のうち、自ら金銭等の管理が行えず、施設で管理することを望む者と金銭管理契約を文書で締結しておりました。また、入所者が解約を申し出た場合には、それに応じております。そういう意味で、現時点では、金銭管理については適切なものであるというふうに判断しております。

Q．前原委員

いろいろな例があるとは思いますが、立ち入り調査だけではなくて、今の貧困ビジネス

スを十分に規制できるようにするためにも、先ほど条例のことがありましたが、県条例で、無料低額宿泊所も許可制にするなどして、きちんと入口のところで指導すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

A．福祉部長

社会福祉法第69条で、無料低額宿泊所につきましては、事後の届出制でよいというふうに定められております。したがって、県の条例により、それを上回る規制である認可制とすることは困難であると考えております。

そういうこともありまして、事後の届出制で、また、事業主体に制限のない無料低額宿泊所の適正な運営を確保するため、法令による規制を強化するよう、県としては国に対し、毎年度要望を行っているところでございます。

Q．前原委員

是非要望をお願いいたします。

続いて伺います。

先日、私どもに、上尾市の無料低額宿泊所に住む方からアパートへの転居の相談がありました。様々な病気を患い働けずに、生活保護を受けているAさんが、2DKのアパートで3人の共同生活、入居費などを支払うと、手元にはたった2万円しか残らない。市のケースワーカーにアパートの転居を相談しましたが、就職が決まらなると引っ越しできないと説明されまして、強い疑問を持っていました。様々な制約があって、Aさんは、ここにしか住めないというのが大変苦痛だと言っています。自活を強く望んでいます。ケースワーカーは、この方の自立の思いをしっかりと受け止めるべきだと思いますが、この場合、制度上は就職していなくても転居は可能なはずですが、確認したいと

思います。

A．福祉部長

無料低額宿泊所の入所者につきまして、就職をしなくても、居宅生活が可能な場合には、当然アパートへの転居はできるというふうに考えております。

Q．前原委員

先ほど、相談者の自立の思いをしっかりと受け止めるべきだというふうにお話ししましたが、対応するケースワーカーの資質の向上が必要だと思います。現実には、ケースワーカーが抱える受給者の数が多過ぎて、研修時間の確保が難しい実態があります。上尾市のケースワーカーは、1人で87人の受給者を担当し、三郷とか川口市などでは100人を超える深刻な実態があります。県として、市のケースワーカーの増員と資質向上のための研修の充実を支援すべきと考えますが、お答えください。

A．福祉部長

社会福祉法では、ケースワーカーの数を、市部にあっては、被保護世帯数80世帯に対し1人の配置を標準数として定めております。標準数に対し大幅に不足している市につきましては、定期的な家庭訪問もできませんし、きめ細やかな援助も支障が生じるということがございますので、ケースワーカーの増員につきまして、監査に行ったときに強く求めております。特にケースワーカーの数が標準数を複数満たしていない市に対しましては、福祉担当の部局だけではなくて、人事担当にも県の職員が直接出向き、適正配置を要請しているところでございます。

次に、資質向上のための研修でございますけれども、県では、新任のケースワーカーを対象

とした基礎的な研修、それから査察指導員の研修などを階層別に行っております。また、いろんなクレーム対応の研修などの専門研修も行っております。今後も、制度改正でありますとかいろんな状況が変わったときに研修を実施して、生活保護関係職員の資質の向上に努めていきたいと思っております。

Q・前原委員

是非改善を進めていただきたいと思うんですが、先ほどの住宅ソーシャルワーカーの件なんですが、県内40市のうち、住宅ソーシャルワーカーを配置している自治体が7市にとどまっているんです。是非、こういう状況の中で増員を図っていただきたいと思えます。

また、町村部では、全県を4つの福祉事務所でカバーするために、大変長距離を移動しなければならないというのがありますので……

鈴木委員長

これは、質問の意味は分かりませんね。

前原かつえ委員の質疑は終了しました。

改めて申し上げますけれども、あくまでもこの委員会は、提出議案に対する質疑の場でありますので、要望等をする場ではないということで、もう一度御留意をいただきたいと思えます。

以上で、共産党の質疑は終了しました。

部局別質疑（農林関係）3月14日

Q・前原委員

日本共産党の前原かつえです。

歳出予算の事業概要、15ページ、農業後継者育成対策費に関連してお尋ねいたします。

新年度の農業後継者育成対策費75万3,000円マイナスの3億884万4,000円となっています。農林センサスを見ますと、埼玉県の基幹的農業従事者は5万人余り、うち49歳以下の数は9.4%に過ぎず、平成22年からの5年間で約8,000人が減少しています。一方で、県農業支援課の調査によりますと、64歳以下の新規就農者は毎年300人弱、私は県農林部は若い新規就農者獲得に必死になるべきだと考えます。

ところが、少し残念なお話を伺っています。

深谷市でネギ農家を始めて7年目という30代の新規就農者のKさん、西日本で研修を受けて、埼玉で就農してくれました。農業する者にとって、畑とか田んぼ、作業所、そして倉庫と住まいが同じ場所にあるのが理想なんですけれども、Kさんが始めた当初はアパート暮らし、そして畑も作業所も別々のところにあった。今は畑と作業所は同じ敷地で借りているものの、家は別のところ、ですから夜中の急な天候変化のときなど対応するのに、畑と家が離れているので、大変苦勞されているようです。Kさんは率直に、埼玉県は新規就農者に対して冷たいと、これでは新規就農者がほかに流れてしまうのではないかとおっしゃっています。住宅や畑の世話は市町村の仕事です。

高知県などでは、県を挙げて支援しています。私は、高知県の農業担い手育成センターに視察に行ったんですが、1人1人本当に手厚い、卒業生がどこで何を作っていて、どんな苦勞をしているのか、把握していました。新規就農には、このように1人1人の手厚い支援が必要だと思います。本県でも農林振興センターに普及指導員さんがおられますが、このKさんの悩みに親身に相談に乗っていただきたいと思えますが、部長の答弁を求めます。

A．農林部長

一般的に、埼玉県は農外から就農される方に対しては、先ほど来答弁させていただいていますが、市町村や農協などと連携して、明日の農業担い手育成塾というものを設置しております。就農開始に必要な栽培技術の習得はもちろんです。農地や住居の確保などのサポートもさせていただいているところでございます。

今御質問いただいたKさんという方ですが、既に就農されているというお話も今聞きましたが、名前をお教えいただければ、大里農林振興センターを通じて、市町村や農協と連携して、住宅や農地のあっせんなど、必要な支援を行ってまいりたいと考えてございます。

Q．前原委員

よろしくお願ひします。

普及指導員制度についてなんですけれども、県普及指導員の人数が5年前、151人いたものが138人、それからKさんの住む深谷市を管轄している大里振興センターは23人が18人と減っています。この人たちはもちろん新規農業者だけを相手にしているわけではありませんで、これでは一人一人親身になれといっても、大変な仕事になってしまうと思うんですね。新規就農者の獲得のためにも、普及指導員の増員が欠かせないと考えますが、この増員についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

A．農林部長

新規就農者の支援ということでございますが、これも先ほど来答弁申し上げておりますが、就農に向けた相談、そして技術の習得、農地や住居の確保など、必要な対策を総合的に講じてい

く必要があろうと思っております。農林振興センター11か所に就農相談窓口を設置しております。就農意欲の高い就農希望者に対する相談を行っているところでございます。また、平成22年度から明日の農業担い手塾を設置いたしまして、農地や住居の確保、販路開拓についてもサポートしているところでございます。

マンツーマンで技術の指導もしております。今後もこういう総合的な対応がしっかり新規就農者に対してできるよう、普及指導員の資質の向上に努めるとともに、必要な人材の確保にも努めてまいりたいと考えてございます。

Q．前原委員

私は高知県の農業を視察しまして、後継者の獲得の熱意に大変打たれました。高知県では、第3期産業振興計画において、新規就農者年間320人の確保を宣言しています。

午前中の質疑の中で、埼玉県はこの目標値を年間330人、部長さんはこれが理想であり、足りなくならないように努力したいというような御答弁をされていましたが、人口比でいいますと、高知県は埼玉の10分の1です。その高知県と埼玉県の年間の新規就農目標がほぼ同じというのは、ちょっとどうかなと思うんですね。高知県は、今全国でも県民に対する県職員の比率が高い県です。県職員の熱意は、このような職員体制の厚さが理由だと感じています。

このパンフなんですけれども、「農に就く」というのを見ても分かりますように、農業就農者を獲得するための意欲があふれていると思うんですね。高知県に続け、そう思いませんか。新規就農者の目標数を高めるためにも、先ほど内容の充実というお話で、増員というのがきちんと言われなかったんですが、是非答弁を再度求めます。よろしくお願ひします。

A．農林部長

埼玉農業でございますが、首都圏に近いと、そして消費地の中にあるということ、そして交通の要衝にあるということ、そして食品メーカーなどが集積しているという強みがありまして、これは高知県と状況は異なっているというふうに思っています、本県ではこういった強みを生かしまして、高知県よりも多くの新規就農者を確保しているところでございます。

本県の置かれている強みを生かしまして、他県との競争に打ち勝って、本県農業が持続的に発展していくためには、農業後継者をはじめとする新規就農者を確保して、優秀で高い技術力、経営力を持つ農業者に育成していくことが重要だと考えてございます。

一方で、社会情勢の変化で職員に求められる役割も変わってきておりまして、職員の活動の幅も広がっていかないといけないというふうに考えてございます。

今後とも職員の知識、経験を磨き、職員の質を高めるとともに、農家から役に立つ農林部と言われるよう、必要な人員体制をしっかりと整えてまいりたいと考えております。

Q．前原委員

大変力強い決意ありがとうございました。

埼玉農業の「体力強化」を求める意見書というのが昨年9月議会で、全会一致で可決されています。ここに埼玉農業の振興のために、県は関連する予算の確保及び人員の一層の充実に努めるとともに、生産者の求める農業基盤の整備にも積極的に取り組むことを求めるとあります。今の部長の決意もありましたけれども、農林部としてこの決議をどう捉えているのか、再度お聞かせください。

A．農林部長

先ほど来これも答弁差し上げていますが、いただきました決議を踏まえまして、公共事業、そして試験研究の関係の予算、そして皆さんからなかなかと言われておりますが、必要な人員も確保できてきているというふうに認識してございまして、引き続きこの決議、そしてまた今回条例も出していただいておりますので、そういったものを踏まえまして、しっかり対応していきたいと考えてございます。

Q．前原委員

次に、事業概要の17ページ、米麦産地育成対策費についてお伺いします。

2月に県内の米農家を訪問したんですけれども、米の取引価格が本当に低くて、作っても作っても赤字だという悲痛な訴えでした。ですから、12月の加須市の市議会では、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書が採択されています。この加須市の意見書で、米の生産費60キログラム当たりが1万5,390円であるのに対して、コシヒカリの米価が1万1,040円ということです。

農林部長、この意見書については御存じでしょうか。また、米農家の生産価格と取引価格の格差を把握していますか。これに应运、県として国に申し入れるということを思いますが、答弁を求めます。

A．農林部長

加須市議会の意見書については、承知してございます。埼玉県における統計上の生産費、27年産がまだ公表されておられませんので、26年産の数字でございますが、10アール当たり12万9,911円ということで、60キロ当たり換算いたしますと1万5,907円となっ

てございまして、平成27年産の農家手取りは、コシヒカリ1俵、60キロ当たり1万1,068円というふうに聞いてございます。規模が大きくなるほど生産費が低くなって、平成27年産は約5ヘクタールの規模で生産費と農家手取りがほぼ同じ状況になってございます。

国の直接支払い交付金を受け取ることで、生産者自ら安定的な販路を切り開いて、経営を発展させる道を閉ざしてしまっているという課題がございまして、国において30年産米から廃止するというふうに承知してございます。県といたしましては、今後とも生産者の所得の向上を図るために、中間管理事業を活用した農地集積、省力、低コスト技術によりコスト低減を図るとともに、食味ランキングの特A取得による高付加価値化等に取り組み、産地間競争に残れるような農家の手取りの向上にしっかり取り組んでまいります。

部局別質疑（県土整備部及び都市整備部）

3月15日

Q・前原委員

日本共産党の前原かづえです。

当初予算案における主要な施策の12ページ、魅力UP！時間が見えるインターアクセス道路整備について伺います。

この中で県は、高速道路ネットワークを最大限に生かすために、アクセス道路の整備をするというふうには書いてあります。国を挙げて高速道路ネットワーク整備が進む中、関越道沿いでインターチェンジの事業化が相次ぎまして、上里のサービスエリアのフルインターチェンジ化は平成27年供用開始いたしました。また、現在は、寄居のパーキングエリアのフルインター化と大型車種への拡大が進んでいます。

こうした中で、アクセス道路の整備が追い付かず、県へ歩道整備などを求める声が上がっております。三芳スマートインターチェンジでもフルインター化が進んでおりますが、フル化と併せまして車種拡大が行われるために、事故の危険が増すだけでなく、静かな住宅環境が壊されるということで、地元や近隣市の皆さんから、車種拡大中止をの声が上がっていることは、12月議会でも御紹介いたしました。

インターチェンジ付近での町道、市道をはじめ、大型車が多数通行するには、今、余りにも危険な道路が多数残されております。県は三芳スマートインターチェンジ安全対策協議会に参加していますが、この中で、この危険な道路、特に県道何か所を改良する計画か、お聞かせください。

A・県土整備部副部長

スマートインターの実施に当たりまして、関連の整備を行う実施計画書におきましては、県道においては2か所の交差点整備を進める予定でございます。

Q・前原委員

県道の改良は2か所のみと。しかし、安全対策協議会の中では、ほかにも事故が多発している道路がたくさんあって、分析と対策が検討されていると思うんです。県道56号線、亀久保付近、過去2年間の間に5回も事故が発生しております。また、同じく県道56号線、ふじみ野市大井武蔵野付近でも3回事故が起きております。

協議会ではどんな対策が検討されていますか。大型車への拡大は2018年度中、つまり再来年3月まで行われるのですか、それまでに道路整備は間に合うのですか。よろしくお願ひしま

す。

A．県土整備部副部長

今、お話にありました亀久保交差点付近の安全対策につきましては、安全対策等調整会議におきまして、事故の分析等の対策案の検討を行っているところでございまして、例えば見通しが悪いところにおきましては、その見通し改善ですとか路面表示、それから注意看板の除去ですとか、そういった対策について今、検討しているところでございまして、こちらにつきましてはまだ安全対策協議会の中で協議中という段階でございます。

Q．前原委員

確認します。そうしますと、2018年度中に整備されるのか、されないのか、確認をお願いします

A．県土整備部副部長

スマートインターの整備目標につきましては、三芳町では平成30年度中という話を聞いているといったことでございます。

Q．前原委員

先ほどの県道の話でいきますと、今、協議中ということですので、大型車の通行許可に県道整備は間に合わないと思うんです。そのほかに、最も危険と言われている県立ふじみ野高校の前の道路整備も、中長期計画で間に合いません。しかも、買収が必要なので、10年、20年では絶対に道路整備、拡幅はできないと言われているんですね。

このような道路状況では、12メートルとい

う大型トラックが激増すれば、更に事故が増えるのではないかと思います。

この写真をご覧いただきたいんですけども、周辺道路整備状況、非常に悪いんですね。危険な道路だと思いませんか。地元では、このように、国土交通省に車種拡大、これを中止するように、これを首長もちゃんとやってほしい、それから連結許可条件を守れと県も指導してもらいたい、そういうために、地元で今、運動が広がっているところなんです。

この事業は、当該の三芳町が中心で行われておりますけれども、今、言いましたように、ふじみ野市、所沢市にも大きな影響を及ぼす問題であります。広域調整の役割、県はしっかりと果たしていただいて、安全対策協議会で大型車通行は撤回すべき、そのように発言していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

A．県土整備部副部長

県につきましても、実施計画書に示されました安全対策、これを確実に実施しますとともに、町においても同様でございますが、それ以外につきまして、先ほど申し上げましたように、その他の安全対策もしているところでございます。そういったことを進めまして、地域の方々に御理解を頂きながら、事業のほうが進められればというふうに考えております。

Q．前原委員

スマートインターの影響というのは、当該地帯を飛び越えて影響が及びます。是非、県が広域調整の役割を果たしていただきたいと思うんです。スマートインターも、先ほどから言っていますように、関越道沿いでいろいろスマートインターが開設されているんですが、スマートインターの当該市主導で進み過ぎていることと

併せまして、一方で今、国土交通省で2017年中に高速道路と沿線の民間施設を直結するインターチェンジを民間の負担で整備する制度を創設します。これまで、スマートインターの設置を自治体の提案で国が認める制度はあったんですが、今度は民間企業からの提案ができるようになります。当該市主導どころか、民間事業者がスマートインター開設をできる方向を検討しておりますので、周辺の安全や環境に重大な影響を及ぼす事業を民間任せとすることは許されないと考えます。県土整備部長の見解を求めます。

A．県土整備部副部長

民間でのスマートインターの新たな設置ということで、例えばディズニーランドなどの周辺道路に出ると、また周辺道路が混んでしまうところについて、直接施設内に入ることによって、逆に言えば、交通渋滞ですとか交通安全対策に寄与するといった、そういった事業もあるというふうに考えております。

Q．前原委員

民間でやる場合に、関係する自治体が協議会形式を作って、きちんと反映していくという、そういう形態にはなるんですか。

A．県土整備部副部長

具体的な内容については、私どもでは存じ上げていません。

Q．前原委員

このインターチェンジの問題につきましては、まちづくりの問題ですので、今後、こういうふ

うに民間主導になるという部分に対しては、きちんと県民の安全確保を最優先に考えていただきたいと思います。

三芳インターの連結許可条件に、工事開始の時期までに、地域住民の理解を十分に得ることというふうに明記されておりますが、確認ですけれども、安全対策協議会では地権者の協力が得られていない問題、どのように報告されて、協議されているのか。当該の町が暴走して地権者が置き去りになることのないように、県としてしっかりと発言していただきたいと思いますが、御答弁をお願いします。

A．県土整備部副部長

三芳町からは、地域の皆様に御理解を頂くべく努力をしているところというふうに聞いております。

Q．前原委員

是非、交通安全対策のためにも、この連結許可条件をきちんと守る立場で、発言をきちんと協議会の中でしていただきたいと思います。そのことでもう1つお願いします。

A．県土整備部副部長

インターチェンジにつきましては、当然、県管理道路につきましては県が責任を持って、必要なことは進めさせていただきますけれども、スマートインターそのものについては三芳町のほうの発議でございまして、県が直接指導する立場ではないということも御理解いただきたいと思います。

部局別質疑（公安委員会）3月16日

Q．前原委員

日本共産党の前原かづえです。

歳出予算の事業概要、ページ11、交通安全施設整備費に関連して質問いたします。

信号機の設置について、先ほどの議論で新設要望に対する設置率が僅か3.6%で、地元のことには精通しています警察署からの要望であっても31%の設置率にとどまっています。大変低いと思います。先ほどの議論で、全国で比べると設置率は6番目にいいとか、あるいは積み残しはないんだとかということで、信号機の設置がこんなに低い設置率にとどまっていることについての議論があったところなんですけど、地元の方たちから危ないからつけてほしいと言っていることに対して、希望に沿っているという感覚、認識はちょっといかがなものかなと思います。

それで質問なんですけれども、県警の私どもが要求しました資料を見ますと、5年間、信号機の設置がない警察署があります。川口市がそうですが、これは一体どういうことなのか、要望がなかったとは思えないのですが、なぜ1件もつけてこなかったのか、御答弁いただきたいと思います。

A．交通部長

川口市を管轄する川口警察署からの要望、これまで設置がされてきていないという委員の御指摘でございますけれども、確かについていないところでございます。

ちょっとさかのぼって調べてみますと、川口警察署を通じて要望いただいた信号機の設置につきましては、平成27年度は3件、平成28年度分としては3件、都合6件でございました。いずれも、先ほどの答弁の繰り返しでございます。

すけれども、私ども交通部のほうで1件1件のその要望の箇所について調査を実施をいたしました。その結果、いずれも信号機の柱を立てる場所が実はなかったというような結果で設置を見送ったところでございます。

これまで川口のほうにつきましては設置はされていないということは十分承知しておりますけれども、川口の場合には、さいたま市に次いで、比較的人口が非常に多いということで、特に都市部のほうにおいては信号機が非常にある程度多く設置されていることも事実だろうというふうに思っております。

一応警察署別で見ますと、実は川口警察署管内は449基ということで、最も県内ではついている箇所でございます。とはいいつつも、川口のほうで武南警察署管轄のほうになってきますと、やはり同じ川口市でも、やはりまだまだ比較的農村部というんでしょうか、そういったところもありますので、これはまた話は別だと思えますが、いずれにしても、川口のほうについてはある程度つけるべきところについてははなかりかというふうに承知をしているところでございます。

Q．前原委員

それでは、確認させていただきますが、信号機の要望が採択されないのは、信号機を設置できない場所の問題、地下埋設物とか、そういう問題だということですね。逆にいえば、地元が非常に危険だという認識をしていて、十分に設置が可能であれば設置していただけるということですね。

A．交通部長

御指摘のとおり、過去に実は道路環境が整っていないから設置を見送ったという例がたくさ

んございます。例えば信号柱をつける場所がなかった、あるいは信号機をつけることによって歩行者が待っている場所がなかった、したがって、これはできませんと、そういった方、そういった部分については、市町村において改めて道路管理者のほうがそれを確保したということで要望されるような場合については、当然それも検討しているところでございます。

ちなみに平成29年度に設置を予定している中にも、このように以前道路環境が整わなかったけれども、今回整ったというようなことで用地買収等ができた箇所についても、これはつけるという方向で行っているところでございます。

Q・前原委員

まちづくりの関係で人の動線が変わるということもありますので、是非お願いしたいと思えます。信号機は県単独での設置とは限らないわけですね。国の補助事業もありますので、県警の要求資料の3ページを見ますと、平成23年度国庫補助事業対策経費、22億3,000万以上でした。25、26年と多少上下があるんですけども、平成27年度は16億6,000万円と激減しています。この補助事業を増額するように、国に対して要望していただきたいんですが、答弁をお願いします。

A・交通部長

国庫補助金のほうにつきましては、今、議員御指摘のとおり国が10分の5、県が10分の5ということで、それぞれ歳出をいたしまして負担をするというものでございます。ちょっと法律的な話で恐縮でございますが、これは交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づきまして、10分の5ずつを負担する、こういったものが補助金ということでございますが、た

だ、これはあくまでも県において、半分の額を確保しているという前提がなければ国から来ないということでございます。そういった意味からいたしましても、本県警察といたしましては、今後道路交通環境やあるいは交通事故の実態に即して、この安全施設の整備に向けて、まずは県の予算を確保していく。こういった努力をしていきたいというふうに考えております。

Q・前原委員

それでは、是非予算確保をお願いしたいと思えます。

続きまして、歳出予算事業概要2ページ、警察官1万1,585人に関連して伺います。

女性警察官の増員問題です。一般質問でも申し上げましたけれども、犯罪被害者対策の必要性の認識が高まっています。特に性犯罪被害者、DV被害者、ストーカー被害者など、女性の被害者にきめ細かな支援を行うためにも、女性警察官の増員が必要だと考えております。先ほども答弁ありましたが、増員するということなんですが、女性が増えることで環境整備が必要だと考えています。例えば警察署内の女性の休養室とかトイレなどの設置などは当然なんですが、同時に滋賀県警において宴会でひどいセクハラ強要が明らかになりました。今現在、監察室が調査を行っているということなんですが、こういうことが起こってはならないわけなんです。

そこで、埼玉県警としてどのようにセクハラ防止対策を講じているのか、セクハラ防止マニュアル等はあるのか、セクハラ防止のための対策はどのように実施されているのか、県警本部長にお伺いします。

A．警察本部長

セクシャルハラスメントによる影響につきましては、委員御指摘のとおり、極めて大きいものと認識をしております、組織を上げてその防止に取り組んでいるところであります。

具体的には各種の会議におきまして、私をはじめとする幹部から繰り返し各級幹部に指示を行っているほか、全所属において同レベルの防止対策が推進されるように、取り組むべき基本事項や体制を定めた通達、ハラスメント防止対策要綱を発出をしております。また、ワーク・ライフ・バランスの推進を始めとした働きやすい職場づくりや、職員に対する各種教養等の実施の際に、ハラスメントが発生しないような環境の醸成を図っているところであります。

また、こういった行為を受けた者が、羞恥心等から1人で悩むことがないように、女性用の相談窓口をはじめとして、本部に複数の相談窓口を設置をして、これを周知をしておりますほか、各所属におきまして、セクハラ相談員を配置をいたしまして、これを周知するなど、そういった相談をしやすい環境づくりなどに取り組んでいるところであります、今後も継続して取り組んでまいります。

Q．前原委員

男性職員が多い部署ですので、女性被害者支援の視点からもちろん警察行政における女性の視点というものは大切だと思います。女性の積極的登用を進めていただきたい。また、働きやすい労働条件の整備も是非とも必要だと思うんですが、再度御答弁をお願いします。

A．警察本部長

おっしゃるとおりでございます。累次申し上げているとおり、警察におきましては、女性の

採用、登用の拡大ということに全力を傾けてございます。また併せて、ワーク・ライフ・バランス、働きやすい職場づくりということにも努めているところでございまして、引き続きこれらに強力に取り組んでまいりたいと考えております。

総括質疑（3月21日）

Q．前原委員

日本共産党の前原かづえです。

企画財政部の歳出予算事業概要12ページ、基地対策費24万円について伺います。

この24万円という金額は、主に米軍や自衛隊の基地の存在する都道府県の涉外知事会の分担金と参加のための旅費のみです。ハワイでの墜落に続きまして、昨年12月には沖縄県名護市の民家に近い浅瀬に米海軍垂直離着陸機MV-オスプレイが墜落しました。米軍は、この事件を不時着と強引に説明しておりますが、機体がばらばらになった写真から、どう見ても墜落としか言いようがありません。

この事件、一步間違えば日本人も巻き込んだ重大な事故につながりかねなかったと感じます。改めてオスプレイの欠陥ぶりを明らかにした事故だと思います。米軍は、調査を完了しないにも関わらず、事故の6日後にはオスプレイの訓練を再開いたしました。MV-22オスプレイのクラスA事故率は、沖縄に配備された2012年の1.93件から、3年間で3.69件と急上昇しております。

知事に伺いますが、オスプレイの危険性を現在どのように認識されているのかお答えください。

A．知事

27年5月の横田基地のオスプレイ配備の決定に際してですね、国はオスプレイの安全性は十分に確保されているという見解を示されました。昨年の12月13日の沖縄の事故を受けて、12月16日には県は基地関連14市町で構成する基地対策協議会で、北関東防衛局長に対して国はオスプレイの安全性について十分検証を行うこと、再発防止の徹底を米国政府に求めること、県民や関係自治体に対し、国の責任において事故原因を説明することを要望しました。事故後に米側が普天間基地所属のオスプレイ全ての機体について点検を実施、問題がないことを確認していることを踏まえ、12月19日に国は飛行再開に同意をした経過がございます。

現在、米軍により詳細な事故原因の究明は行われていますが、オスプレイの安全性については国の責任で県民に対してしっかり説明していただくことが必要だというふうに思っております。

Q．前原委員

でも、この間の沖縄の事故ですけれども、埼玉県には無関係というわけにはいかないと思います。米軍はCV-22オスプレイ3機を今年の秋に横田基地に配備し、2021年までに7機の追加配備を計画していましたが、13日に延期が発表され、なぜ延期なのかという、その理由は一切説明がありません。CV-22は、地形追従装置などを用いて地表すれすれに飛行するなどの過酷な訓練を行うため、空軍機の中でも最も高い事故率を記録しています。

先ほど、MV-22での事故率が急上昇していると申し上げましたが、CV-オスプレイ、MVよりも3.5倍も事故が高いんです。このオスプレイがこの埼玉上空を飛行しております。

埼玉県のホームページによりますと、3月2日付で3月6日から17日までの間行われます日米合同訓練に参加するMV-22オスプレイ6機が埼玉上空を飛来する予定だと報じました。これは3月5日の岩国基地からのオスプレイ飛行を公表したものであり、この点については評価いたします。

ここで、お配りした資料を御覧いただきたいんですけれども、これは埼玉県の平和委員会の皆さんがオスプレイをウォッチングして、そして目撃された時間で線を組んでみたものです。この一番下のほうで横田基地8時32分、3月9日に出発いたしまして、神川で8時43分目撃されておりまして、そして、8時53分には相馬原に着陸していると。そして、その後夕方4時50分に相馬原を出発いたしまして、4時55分には本庄で目撃され、そしてまた寄居で午後5時57分ですね、そこで目撃されて、なぜか吉見のほうに進路を変え、吉見では5時、そしてその後、日高で5時14分です。この吉見から日高まで14分もかからないんですね。ですから、この間どこかに飛んで、そしてこの日高に来ているという状況がこの資料で説明させていただいております。

知事に、ここで聞きしたいんですけれども、知事は渉外知事会の一員としてこの日のオスプレイの訓練ルートの報告を受けていますか。もし受けていないなら、今後はオスプレイがどの市町村の上空を飛ぶのか、訓練ルートを公表するよう要求していただきたいのですが、この点についてはいかがでしょうか。

A．知事

3月2日に北関東防衛局から、3月6日から17日までの間に群馬県などで行われる日米共同訓練に参加するため、オスプレイが横田基地に飛来するという情報提供は受けております。

細かい時間や場所などは聞いておりません。目視情報の提供は、防衛局の職員から受けておるところですけれども、具体的な飛行ルート等は受けておりません。

基本的には、県とすれば基地対策協議会を通じてオスプレイの運用の全般について正確かつ迅速な情報提供を行うように、国に求めています。ただ、この課題についてはですね、国の防衛政策の専管事項でもありますので、おのずから限界があるのではないかというふうに認めざるを得ない、こんなふうに考えております。

Q．前原委員

墜落の懸念のあるオスプレイが、いつどの市町村の上空を飛ぶのか、県民はもちろん当該県にも知らされていないということは大変重要だと思うんですね。もっと早い交渉をしていただきたいと思うんです。

訓練飛行についての情報を早期に提供するように求めているという今度の質問なんですけれども、先ほど限界があるというお話ですが、でも先ほど説明したようにかなり埼玉の空というのは訓練飛行の場所にされているわけですから、そのことを考えると是非早期の提供をするように求めていると思うんですが、再度答弁をお願いします。

A．知事

オスプレイの飛行訓練等に当たっては、北関東防衛局から、飛行する日や離着陸の場所については、関係地方公共団体へ情報提供をされております。しかし、提供される時期というのが飛行訓練等の直前であることが多いものと、飛行ルートが示されないということだけは事実としてございます。

もとより、このオスプレイの運用全般にわたって正確かつ迅速な情報を国に求めていることは事実であります。なかなか細目については回答がない状況でございます。

Q．前原委員

なかなか国がこちらの要望に応えてくれないというお話でしたが、先ほど説明した埼玉平和委員会が目撃情報を結合して作り上げたこの資料に対して、本来このようなオスプレイの飛行ルートの推定とか情報提供、これはやっぱり県のほうもきちんとチェックしていくべきだと思うんです。是非、企画財政部の担当部署の人員体制を強化して、情報収集とか関係市町村への広報予算を拡充していただき、こちら県も非常に関心を持っているということを国にアピールするためにも必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

A．知事

県民の生命と財産を守るということに関して、極めて重要なことでございますから、オスプレイの飛行ルート等については引き続き国にきちんと要請をしております。

また、飛行ルートに関しては、防衛庁の職員がまた目視などをやっておりますので、そういう情報は入りますので、そうしたことも含めて今後の対応の基礎資料にしていきたいと思っております。

Q．前原委員

質問に答えていないと思うんですけれども、人員体制の強化、県としての、それから情報収集とか関係市町村への予算の拡充。平和委員会の方たちが自分たちでできるわけですから、県

としてちゃんとそういうのに予算を付けてくださいという質問なんですけれども。

A．知事

どのレベルで予算や人員を増やすかについても、しっかり検討させてください。

Q．前原委員

よろしく願います。

そもそも、こんなに墜落する戦闘機オスプレイは、埼玉県の上空を飛ばないでほしいというのが県民の願いだと思います。オスプレイの埼玉県上空の飛行禁止と横田基地配備の延期では、横田基地の配備は延期ではなくて中止を申し入れるべきだと考えますが、知事の見解を求めます。

A．知事

北関東防衛局からの延期の通知が3月14日に行われました。国において、しっかり責任を持って横田基地への配備や延期の理由などについて説明をいただきたいというふうに考えます。

基本的には、県民の安心・安全を守ることが極めて重要でございます。そういう意味での県民の安心・安全を守る意味での飛行ルート等々についての情報開示をしていただくことが私たちにとっては重要だというふうに思っております。

一方で、国の防衛政策あるいはまた日米間との関係の中での情報をどこまで提供するかということについては、正に国の防衛政策の専権事項でもありますので、私たちは要望をしますが、そこから先のことに関してはですね、なかなかつらい話だなというふうに思っております。

Q．前原委員

その要望の中に、延期ではなくて中止、それから埼玉県上空での飛行禁止ということ、必ず入れていただきたいと思います。

昨年の11月21日に全国知事会の米軍基地負担に関する研究会の初会合、この琉球新聞にも知事が座長さんになったということが書かれております。そして、米軍基地は経済発展の最大の阻害要因というのが別のところにも当てはまるかもしれないというふうに知事は発言されて、それは翁長知事も大変歓迎した言葉として書いてあります。その辺についてきちんと、この埼玉県にも所沢や、いろいろ基地がありますので、交通面からも開発面からも発展阻害要因となっている場所があるということで、是非知事に座長としての熱意を、見解を示していただきたいと思います。

A．知事

全国知事会の米軍基地負担に関する研究会の主な目的の1つに関して、沖縄をはじめとする米軍基地についての正しい認識を持つていかないかというのが、まず1点でございます。米軍の専用施設が13都道府県ありますが、その面積の70.6%が沖縄県にあると、沖縄県の負担が非常に大きいと。しかも、一方で沖縄県は基地の恩恵で経済が回っているというようなイメージを持たれている、このイメージが間違いであるということもですね、等しく訴えていかなきゃならないというふうに知事会として考えております。

例えば、基地関連収入の割合というのは、昭和40年には30%からあったものが平成25年では5%まで大きく低下して、むしろ基地跡地、つまり基地が返還された跡地の活用によって、そこからの経済効果が大きいというようなデータなどが明らかになっております。

同じように、日本国内にある米軍基地の中で、きちんとした精査の中で日本政府が米軍、更に米国に対して不要な基地などの返還をきちんと要求しながら、きちんとそうした基地を様々な形で活用することができれば、当然これは日本国民のためにより有益なことになっていく可能性は高いというふうに私も思っておりますので、こうした議論はしっかりさせていただきたいと思っております。

第1号議案、第15号議案、第17号議案及び第19号議案に対する反対討論

(3月22日)

Q・前原委員

日本共産党の前原かづえです。

第1号議案 平成29年度埼玉県一般会計予算、第15号議案 平成29年度埼玉県病院事業会計予算、第17号議案 平成29年度埼玉県水道用水供給事業会計予算、第19号議案 平成29年度埼玉県流域下水道事業会計予算につきまして、以下の理由で反対いたします。

まず、第1号議案についてです。

第1に、ハッ場ダム13億890万円、思川開発3,030万円など、治水上も利水上も必要のない大型ダム事業は認められません。

第2に、全国学力テストは各学校を平均点競争に駆り立て、子どもの学力形成に有害であり、学力・学習状況調査実施事業費2億1,556万円は計上すべきではありません。

第3に、乳幼児医療費対策助成費については、市町村への県の補助率は基本2分の1ですが、財政力を理由に三芳町と和光市は12分の5、戸田市は3分の1となっています。自治体の子どもへの責任は何ら変わらず、このような差別的な措置は直ちになくすべきです。

第4に、農林部の給与費について、研究補助員を4人減らすなど年々減少させてきた農林部職員を更に削減することは認められません。農林業を県の基幹産業として位置付け、農林部職員を大幅に増員して新規就農者を増やすべきと考えます。

第5に、番号制度基盤整備事業費2,737万5,000円ですが、マイナンバー制度は情報漏えいの危険を増大させ、国民のプライバシーを危機にさらすため、今からでも中止すべきです。システム構築やセキュリティ対策に際限なく税金を費やすことは許されません。

第15号議案については、県立病院の診療時間外の診療料金を導入し、2017年度から県立小児医療センターでは8,640円を徴収するものです。このような制度では公的医療機関になじまず、保護者の料金支払い能力で子どもが差別されるべきではありません。

第17号議案は、ハッ場ダム、霞ヶ浦導水、思川開発のダム事業予算の計上により、また、第19号議案は、南部、中川、古利根、荒川上流の各流域下水道の負担金上げが関係市町村の下水道料金の値上げにつながることから反対です。

以上、反対討論といたします。